

契約管財局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約分)

| No. | 案 件 名 称                      | 委託種目  | 契約の相手方                      | 契約金額(税込) | 契約日       | 根拠法令                  | <u>随意契約理由<br/>(随意契約理由番号)</u> | WTO |
|-----|------------------------------|-------|-----------------------------|----------|-----------|-----------------------|------------------------------|-----|
| 1   | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託       | 不動産鑑定 | (株)小笠不動産鑑定                  | 251,900  | 令和6年7月1日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別紙のとおり                       | —   |
| 2   | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託       | 不動産鑑定 | 柳不動産鑑定(株)                   | 454,300  | 令和6年7月4日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |
| 3   | 道路事業にかかる不動産鑑定業務委託            | 不動産鑑定 | (株)五島不動産鑑定所                 | 218,900  | 令和6年7月12日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |
| 4   | 継続賃貸地の売却に伴う不動産鑑定評価業務委託       | 不動産鑑定 | (株)笠井不動産鑑定                  | 344,300  | 令和6年8月2日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |
| 5   | 道路事業にかかる不動産鑑定業務委託            | 不動産鑑定 | (株)小林商事不動産鑑定事務所             | 454,300  | 令和6年8月5日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |
| 6   | 令和6年度賃貸台帳管理システム用サーバ等機器移設業務委託 | 不動産鑑定 | 富士電機ITソリューション(株)<br>西日本事業本部 | 193,600  | 令和6年8月7日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |
| 7   | 継続賃貸地の売却に伴う不動産鑑定評価業務委託       | 不動産鑑定 | (株)川渕不動産鑑定                  | 446,600  | 令和6年9月9日  | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり                       | —   |

|    |                                 |       |                 |         |           |                       |        |   |
|----|---------------------------------|-------|-----------------|---------|-----------|-----------------------|--------|---|
| 8  | 道路事業にかかる不動産鑑定業務委託               | 不動産鑑定 | (株)小林商事不動産鑑定事務所 | 88,000  | 令和6年9月10日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |
| 9  | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託          | 不動産鑑定 | 近藤亮太不動産鑑定事務所    | 229,900 | 令和6年9月11日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |
| 10 | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託          | 不動産鑑定 | (株)和田総合鑑定       | 283,800 | 令和6年9月17日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |
| 11 | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託          | 不動産鑑定 | (株)上町コンサルティング   | 251,900 | 令和6年9月25日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |
| 12 | 継続賃貸地の売却に係る不動産鑑定評価に関する意見書作成業務委託 | 不動産鑑定 | (株)地域経済研究所      | 88,000  | 令和6年9月30日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |
| 13 | 市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託          | 不動産鑑定 | 盟和鑑定(株)         | 251,900 | 令和6年9月30日 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 | 別添のとおり | — |

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社小笠不動産鑑定

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

柳不動産鑑定株式会社

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）

別紙

## 随意契約理由書

### ○高い識見と迅速かつ的確な情報収集能力の必要性

「大阪市の公共用地取得に伴う損失補償基準」において、土地については「正常な取引価格をもって補償する」旨規定している。

また、公共用地の取得事務においては、早期の事業着手や事業の工程上、緊急に用地取得のための土地評価を行わなければならない場合もある。

これらに適切に対応するため、公共用地の取得に伴う損失補償金を算定するための参考となる鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、公平・公正で適切な補償の実現に資する豊富な知識と経験に加え、評価を行う地域の取引事情に精通し、迅速かつ的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額（契約金額）については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定される。

上記の理由から、本件業務の性質上競争入札に適さないので「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力、鑑定評価土地の種類などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

鑑定業者名：五島不動産鑑定所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

継続賃貸地の売却に伴う不動産鑑定評価業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社笠井不動産鑑定

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5112）

別紙

## 随意契約理由書

### ○高い識見と迅速かつ的確な情報収集能力の必要性

「大阪市の公共用地取得に伴う損失補償基準」において、土地については「正常な取引価格をもって補償する」旨規定している。

また、公共用地の取得事務においては、早期の事業着手や事業の工程上、緊急に用地取得のための土地評価を行わなければならない場合もある。

これらに適切に対応するため、公共用地の取得に伴う損失補償金を算定するための参考となる鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、公平・公正で適切な補償の実現に資する豊富な知識と経験に加え、評価を行う地域の取引事情に精通し、迅速かつ的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額（契約金額）については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定される。

上記の理由から、本件業務の性質上競争入札に適さないので「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力、鑑定評価土地の種類などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

鑑定業者名：小林商事不動産鑑定事務所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和6年度賃貸台帳管理システム用サーバ等機器移設業務委託

### 2 契約の相手方

富士電機ITソリューション株式会社 西日本事業本部

### 3 随意契約理由

本業務は、賃貸台帳管理システム用サーバ及びクライアント端末等（以下、「サーバ等機器」という。）を契約管財局管財部執務室内のスペース内で移設及び設定業務を行うものである。現在、サーバ等機器を設置しているサーバルームは、空調が設置されていないため、夏季において温度上昇によるサーバダウンや故障等の恐れが高い状況にある。サーバ等機器は賃貸地の適正な管理や日常業務を行うにあたり欠かすことのできない重要なものであり、安定的に稼働させることが必須であることから、サーバ等機器を空調が設置されているスペースに移設する必要がある。

サーバ等機器については、「賃貸台帳管理システム用サーバ機器等一式 長期借入」契約によりFLCS株式会社関西支店から借り入れているが、移設及び設定業務については、FLCS株式会社が富士電機ITソリューション株式会社を唯一の代理店として指定している。

本業務を行うにあたっては、サーバ等機器やネットワーク構成等の固有の知識が必要となる。また、当該契約相手方以外に委託してサーバ等機器に障害が発生した場合、その原因がサーバ等機器やネットワーク構成等の固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確になるなど、システム運用に著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、富士電機ITソリューション株式会社が本業務を履行することのできる唯一の業者のため、当該業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5112）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

継続賃貸地の売却に伴う不動産鑑定評価業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社川渕不動産鑑定

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5112）

別紙

## 随意契約理由書

### ○高い識見と迅速かつ的確な情報収集能力の必要性

「大阪市の公共用地取得に伴う損失補償基準」において、土地については「正常な取引価格をもって補償する」旨規定している。

また、公共用地の取得事務においては、早期の事業着手や事業の工程上、緊急に用地取得のための土地評価を行わなければならない場合もある。

これらに適切に対応するため、公共用地の取得に伴う損失補償金を算定するための参考となる鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、公平・公正で適切な補償の実現に資する豊富な知識と経験に加え、評価を行う地域の取引事情に精通し、迅速かつ的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額（契約金額）については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定される。

上記の理由から、本件業務の性質上競争入札に適さないので「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力、鑑定評価土地の種類などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

鑑定業者名：小林商事不動産鑑定事務所

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

近藤亮太不動産鑑定事務所

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社和田総合鑑定

### 3 隨意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社上町コンサルティング

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

継続賃貸地の売却に係る不動産鑑定評価に関する意見書作成業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社地域経済研究所

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5112）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市有不動産売却に係る不動産鑑定評価等業務委託

### 2 契約の相手方

盟和鑑定株式会社

### 3 随意契約理由

#### ○高い識見と迅速な情報収集能力の必要性

市有地の処分及び賃貸借については、「大阪市土地評価事務処理要領」に定めるところによる必要があり、土地の評価にあたって、原則として不動産鑑定業者に鑑定評価を求める必要がある。

また、鑑定評価を行うにあたっては、地域要因や個別の要因を考慮したうえ公平・公正に行われる必要もある。

これらに適切に対応するため、市有地の処分に伴う不動産鑑定業務を委ねる不動産鑑定業者には、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有し、かつ評価を行う地域の取引事情に精通し、的確な取引事例等の情報収集を行える能力が求められる。

#### ○基準に基づく不動産鑑定報酬額の決定

本件業務における不動産鑑定報酬額については、中央用地対策連絡協議会において定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」に準じて定めた、本市の「算定基準（不動産鑑定報酬）」に基づき、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定されている。

上記の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、「契約管財局不動産鑑定業者選定委員会設置要綱」により設置された不動産鑑定業者選定委員会が、鑑定評価土地の種類、鑑定評価の実績、取引事例等の情報収集能力などを総合的に勘案して選定した不動産鑑定業者と特名随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

契約管財局管財部管財課（電話番号 06-6484-5556）